［注１～３　略］

４　⑵は、海岸局から海上移動業務の局に対して一括呼出しによる応答を行う場合にも使用することができる。

［５・６　略］

７　⑸は、遭難、緊急及び安全のため2,182kHzを補完するものとして陸船間又は船間において、単信方式による通信を行う場合にも使用することができる。

［⑶　略］

⑷　［略］

［ア　略］

イ　無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他
	Ｆ３Ｅ	Ｆ３Ｅ
60		156.025(1)
01	156.05	156.05 (1)
61		156.075(1)
02	156.1	156.1 (1)
62		156.125(1)
03	156.15	156.15 (1)
63		156.175(1)
04	156.2	156.2 (1)
64		156.225(1)
05	156.25	156.25 (1)
65		156.275(1)
06		156.3 (2)
2006		160.9 (3)
66		156.325(1)
07	156.35	156.35 (1)
67		156.375(2)(4)
08		156.4 (2)
68		156.425(4)
09		156.45 (5)
69		156.475(1)(2)
10		156.5 (2)
70	156.525(6)	
11		156.55 (7)
71		156.575(1)
12		156.6 (7)

［注１～３　同左］

４　⑵は、国際電信電話株式会社の海岸局と電気通信業務の通信を行う場合にも使用することができる。

［５・６　同左］

７　⑸は、遭難、緊急及び安全のため2182kHzを補完するものとして陸船間又は船間において、単信方式による通信を行う場合にも使用することができる。

［⑶　同左］

⑷　［同左］

［ア　同左］

イ　無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他
	Ｆ３Ｅ	Ｆ３Ｅ
60		156.025(1)
01	156.05	156.05 (1)
61		156.075(1)
02	156.1	156.1 (1)
62		156.125(1)
03	156.15	156.15 (1)
63		156.175(1)
04	156.2	156.2 (1)
64		156.225(1)
05	156.25	156.25 (1)
65		156.275(1)
06		156.3 (2)
66		156.325(1)
07	156.35	156.35 (1)
67		156.375(2)(3)
08		156.4 (2)
68		156.425(3)
09		156.45 (4)
69		156.475(1)(2)
10		156.5 (2)
70	156.525(5)	
11		156.55 (6)
71		156.575(7)
12		156.6 (6)